

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 月 25 日

各 位

高千穂町農林振興課  
課長 佐藤峰史

令和 4 年度町単独事業果樹苗導入事業について（ご案内）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本町の農林行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 4 年度果樹苗木導入事業について、要望調査を別紙の通り実施します。交付を希望される方は要綱等のご確認をお願いいたします。

なお、事業の申込みにつきましては、農林振興課窓口にて対応いたしますので、印鑑をご持参の上お越しくくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら農林振興課園芸特産係担当 竹次までお問い合わせください。

担当：園芸特産係 竹次 元生  
TEL：0982-73-1208  
FAX：0982-73-1228

高千穂町園芸農家の皆様へ

# 令和4年度果樹苗木新改植事業

(町単)

高千穂町役場農林振興課

高千穂町では、果樹苗木の導入補助を実施します。

1. 対象	果樹苗木 ※町内に住所を有する果樹生産者 ※出荷、販売を目的とするもの(くり、ゆず、きんかん) ※生産者組織に所属していること
2. 期間	令和5年1月1日～令和5年2月28日までに購入・納品されたもの
3. 要件	同一樹種を10本以上新植、改植すること。 ※品種は問いません。(例:筑波5本、丹沢5本でも可)
4. 補助率	予算の範囲で1/3以内補助 ※予算を超えた申請があった場合は、1/3以内の補助率を乗じ 予算の範囲以内で交付します。
5. 申請方法	受付場所:高千穂町役場農林振興課 担当:園芸特産係 竹次元生 TEL:73-1208 申請期限:令和5年2月末まで 農林振興課窓口にて申請書の記入をお願いします。担当が不在の場合も ありますので、事前にご連絡ください。
6. 注意事項	苗木購入後、購入を証明できるもの(納品書、領収書等)を 農林振興課窓口にご提出ください。証明がない場合は補助金が 交付できませんのでご注意ください。